

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第9号

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則（平成11年秋田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第131条の2第2項もしくは第3項」の次に「、第137条の12第6項もしくは第7項」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。